

写

平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び  
勤勉手当に関する特例措置について

平成 21 年 5 月

愛媛県人事委員会

21 人委第 70 号  
平成 21 年 5 月 12 日

愛媛県議会議長 帽子 敏 信 様

愛媛県知事 加戸 守 行 様

愛媛県人事委員会委員長  
稲瀬 道 和

平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する  
特例措置について

急激な景気悪化を受け、民間企業の本年の夏季一時金が前年水準を例年になく大幅に下回ることがうかがわれる中、人事院においては、一般職の国家公務員に 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合の一部を凍結する旨、本年 5 月 1 日に国会及び内閣に対して勧告を行ったところであります。

本委員会としては、地方公務員法に規定された給与決定の原則に基づきこれらの状況を考慮した結果、本県職員に本年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当についても、国の措置に準じて、特例的に所要の措置を講ずることが必要と認められることから、地方公務員法第 8 条及び第 14 条の規定に基づき、別紙のとおり勧告します。

また、今回の特例措置は、あくまでも暫定的なものであり、凍結分に相当する支給割合の期末手当及び勤勉手当の取扱いについては、現在実施している職種別民間給与実態調査において特別給の支給状況を調査し、本年秋に、必要な措置を勧告したいと考えております。

なお、今回の勧告は、法律に定める給料表を基礎として支給される期末手当及び勤勉手当の支給割合の一部を暫定的に凍結するとした国家公務員の措置に準ずることが必要と判断したもので、本委員会としては、これとの均衡を図るべきものと考えており、その実施に当たっては、本県職員の本来あるべき給与水準を基に措置されるよう要請します。

## 勸 告

本委員会は、次の事項について適切な措置をとられるよう勧告する。

なお、本委員会は、3の措置について、民間における特別給の支給状況を調査し、別途、勧告することとする。

### 1 職員の給与に関する条例及び教育職員の給与に関する条例の改正

平成21年6月に支給される期末手当及び勤勉手当の支給割合は、職員の給与に関する条例第19条第2項及び第3項並びに第19条の4第2項の規定又は教育職員の給与に関する条例第19条第2項及び第3項並びに第19条の4第2項の規定にかかわらず、次の職員の区分に応じ、それぞれ次に定める月数分とすること。

- (1) 再任用職員以外の職員 1.25月分（特定幹部職員にあつては、1.1月分）及び0.7月分（特定幹部職員にあつては、0.85月分）
- (2) 再任用職員 0.7月分（特定幹部職員にあつては、0.6月分）及び0.3月分（特定幹部職員にあつては、0.4月分）

### 2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

平成21年6月に支給される期末手当の支給割合は、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第6条第3項並びに一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条第2項及び第3項の規定により読み替えて適用する職員の給与に関する条例第19条第2項の規定にかかわらず、1.45月分とすること。

### 3 必要な措置

本来平成21年6月に支給すべきものとして職員の給与に関する条例及び教育職員の給与に関する条例に定められている期末手当及び勤勉手当の支給割合と1及び2による期末手当及び勤勉手当の支給割合との差に相当する支給割合の期末手当及び勤勉手当の取扱いについて、必要な措置を講ずること。

### 4 実施時期

この勧告を実施するための条例の公布の日

**人 事 院 勧 告 の 骨 子**  
**《平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置》**

- 1 一般職国家公務員の特別給の改定に当たっての基本的考え方  
 一般職国家公務員の特別給（期末手当・勤勉手当）は、民間の特別給（ボーナス）の過去 1 年間の支給実績を精確に把握して支給割合に換算した上で官民均衡を図り、必要があれば職員の特別給の改定を勧告することが基本
- 2 本年の賃金情勢と夏季一時金に関する特別調査の実施
  - 民間企業の春季賃金改定において夏季一時金が大幅に減少していることがうかがえる状況にかんがみ、民間企業における本年の夏季一時金の決定状況を把握するため、約 2,700 社を対象に特別調査を実施（4 月 7 日～24 日）
  - 調査完了率 75.6%。夏季一時金決定済企業（決定済企業）340 社（企業割合：13.5%、従業員割合：19.7%）
    - ① 現時点では、全体の約 8 割の従業員の夏季一時金が未定
    - ② 決定済企業における夏季一時金の対前年増減率は、 $\Delta 14.9\%$ となっているが、製造業では $\Delta 22.0\%$ であるのに対し、非製造業では $\Delta 6.0\%$ と産業別に大きなばらつき
    - ③ 決定済企業の従業員割合も産業別にばらつきがあり、決定済企業における対前年増減率が $\Delta 14.9\%$ となったのは、決定済企業における製造業の従業員の割合が 5 割を超えていることが強く反映。調査対象全企業従業員ベースで見た対前年増減率は $\Delta 13.2\%$
- 3 特例措置の実施
  - 民間の夏季一時金が前年より大きく減少することがうかがわれることから、民間と公務の特別給に大きな乖離があることは適当でなく、可能な限り民間の状況を反映することが望ましいこと、12 月期の特別給で 1 年分を精算すると大きな減額となることを考えると、本年 6 月期の特別給の支給月数について何らかの調整的措置を講ずることが適当。現時点において夏季一時金の全体状況を精確に把握できないことから、暫定的な措置として支給月数の一部を凍結することが適当
  - 特例措置による凍結月数分は、6 月期の特別給の支給月数（2.15 月）に調査対象全企業従業員ベースで見た減少率（ $\Delta 13.2\%$ ）を乗じて得た月数を 0.05 月単位で切り捨てた 0.25 月分相当とすることが考えられるが、民間の約 8 割の従業員の夏季一時金が未定であること、産業別の改定状況に大きなばらつきがあること、暫定的な措置であることを考慮すると、特別給の改定幅の最小単位 0.05 月分を差し引き 0.20 月分とすることが適当。その期末手当と勤勉手当への配分は、6 月期の特別給の構成比に従って実施

職 員	期末・勤勉手当合計月数（6 月期）		
	現行	凍結分	凍 結 後
一 般 職 員	2.15	0.20	1.95（期末：1.25（ $\Delta 0.15$ ）勤勉：0.7（ $\Delta 0.05$ ））
特 定 幹 部 職 員	2.15	0.20	1.95（期末：1.1（ $\Delta 0.10$ ）勤勉：0.85（ $\Delta 0.10$ ））

- 特例措置による凍結月数分の期末・勤勉手当の取扱いについては、例年どおり民間の特別給の支給状況を調査し、本年夏には必要な措置を国会及び内閣に勧告

4 実施時期

この措置は、勧告を実施するための法律の公布の日から実施

平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する  
特例措置（人事委員会勧告）の概要

1 本年 6 月に支給する特別給の支給月数の一部を人事院勧告に準じて凍結

職 員	期末手当	勤勉手当	凍 結 分		
			期末手当	勤勉手当	
一 般 職 員	1. 25月 (1.40月)	0. 7月 (0.75月)	△0.20月	△0.15月	△0.05月
特 定 幹 部 職 員	1. 1月 (1.20月)	0. 85月 (0.95月)	△0.20月	△0.10月	△0.10月
再 任 用 職 員	0. 7月 (0.75月)	0. 3月 (0.35月)	△0.10月	△0.05月	△0.05月
再 任 用 職 員 (うち特定幹部職員)	0. 6月 (0.65月)	0. 4月 (0.45月)	△0.10月	△0.05月	△0.05月
任期付研究員及び 特定任期付職員	1. 45月 (1.60月)	—	△0.15月	△0.15月	—

※期末手当及び勤勉手当欄の括弧内は、凍結前の支給月数

2 県職員の特別給（期末手当・勤勉手当）は、民間の特別給（ボーナス）の過去 1 年間の支給実績を精確に把握して支給割合に換算した上で公民均衡を図り、必要があれば職員の特別給の改定を勧告することが基本であり、特例措置による凍結月数分の期末手当及び勤勉手当の取扱いについては、例年どおり民間の特別給の支給状況を調査したうえで、別途、必要な措置を勧告

3 条例の公布の日から実施